

帯広市新型インフルエンザ等対策 業務継続計画

平成28年3月

平成28年8月改訂

目 次

1	はじめに	
1・1	業務継続計画の目的	1
1・2	防災計画等他計画との関係	1
1・3	被害想定	2
2	実施体制	
2・1	業務継続計画の発動指示・決定	4
2・2	新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議の開催	4
2・3	帯広市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5
3	業務継続の基本的な考え方	
3・1	業務継続の基本方針	7
3・2	業務の優先順位の考え方	9
4	発生時の業務継続性の確保	
4・1	基本的考え方	10
4・2	体制の整備	10
5	感染対策の徹底	
5・1	環境の整備	13
5・2	職員等の健康確認	13
5・3	感染者への対応	14
6	発生段階別の対策	
6・1	未発生期	15
6・2	海外・国内発生期	16
6・3	国内感染期	16
6・4	小康期	17

別紙 帯広市新型インフルエンザ等対策発生時継続業務区分表

1 はじめに

1・1 業務継続計画の目的

新型インフルエンザ等は、過去に約10～40年周期で発生しており、ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的影響が生じることが懸念されている。

帯広市は、「帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成26年6月策定)において、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的とした対策を策定した。

帯広市の各部局は、新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を発令した場合において、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、帯広市民生活への影響を最小限に抑えるため通常業務を継続する必要がある、関係機関や市民への情報提供、支援を適切に行うことが求められる。

この業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時に各部局がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される状況や庁内体制を整理し示したものである。

なお、とかち広域消防事務組合については「とかち広域消防事務組合新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を別途策定している。

1・2 防災計画等他計画との関係

帯広市地域防災計画やその関連マニュアル等との関係については、庁内の行政機関としての機能維持という共通の目的や方針が存在し、また、要援護対象者に対する考え方等共通する要素が見られる。他方、地震等と新型インフルエンザ等は、被害の態様やそれを踏まえた対応が相当異なることから、業務継続計画としては別に作成するものである。

なお、新型インフルエンザ等のまん延時においても地震等の災害が発生するおそれがあり、その場合は、各部局においては双方のマニュアル等を参考に業務にあたることとなる。

表1 地震災害と新型インフルエンザ等被害との比較

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	可能な限り業務の継続・早期復旧を図る	感染拡大状況等を勘案し業務継続レベルを決定する
被害想定	施設設備・社会インフラ・人的被害が想定される	主として人への健康被害が大きいことが想定される

要援護者対象 の考え方	災害発生時の情報提供や安全性の確保、避難所での環境確保等が必要である	発生段階に応じた情報提供や感染対策、生活支援等が必要である
地理的な影響 被害の期間	被害が地域で限局的で、過去の事例から影響想定がある程度可能である	被害が国内・世界的な規模で、長期化すると考えられるが不確実性が高く影響予測は困難である
発生時状況と 対策	兆候がなく突発する被害規模は、事後の対策ではほとんど制御できない	海外発生の場合は、国内発生までの間、体制の準備ができる被害規模は感染対策に左右される

1・3 被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の帯広市内被害想定

新型インフルエンザ等発生時の流行規模については、出現する新型インフルエンザ等ウィルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、完全に予測することは困難である。

したがって、本計画における被害想定については、国や北海道の被害想定の考え方に準拠し、次のとおり推計した。

表2 被害想定

	国	北海道	十勝	帯広市
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,420,000人 (対国人口比4.45%)	90,000人 (対国人口比0.28%)	42,000人 (対国人口比0.13%)
最大 受診者数	25,000,000人 (CDC FluAid使用)	1,100,000人 (対国人口比4.45%)	70,000人 (対国人口比0.28%)	32,800人 (対国人口比0.13%)
最大 入院患者 数	530,000人 (CDC FluAid使用)	24,000人 (対国人口比4.45%)	1,500人 (対国人口比0.28%)	690人 (対国人口比0.13%)
最大入院 患者数/ 日	101,000人 (CDC FluAid使用)	4,500人 (対国人口比4.45%)	280人 (対国人口比0.28%)	120人 (対国人口比0.13%)
死亡者数 (中等度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,600人 (感染者の 0.53%)	480人 (感染者の 0.53%)	220人 (感染者の 0.53%)
死亡者数 (重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,400人 (感染者の2%)	1,800人 (感染者の2%)	840人 (感染者の2%)

※国の数値は、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」における推計値。

感染・発症者数は、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告によりり患率を人口の25%

とし、その他については、米国疾病予防管理センター（米国CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0）による。

※入院患者数は、流行が8週間続くという仮定のもと、中等度（アジアインフルエンザ規模）の場合の推計で、最大入院患者は流行発生から5週目の推計値。（重度はスペインインフルエンザ規模）

（2）新型インフルエンザ等発生時の帯広市職員被害想定

感染被害に関する国の想定数値、つまり「感染・発症者数についてはり患率25%、欠勤者数については欠勤率40%、死亡者数については感染・発症者数のうち死亡率2%」を本市職員に当てはめると、次のような数値となる。

表3 帯広市職員被害想定

	人数	感染・発症者数	欠勤者数	死亡者数	摘要
帯広市職員 （とがち広域 消防事務組合 を除いた職 員）	1,073人	268人	429人	5人	平成26年7月7日現在

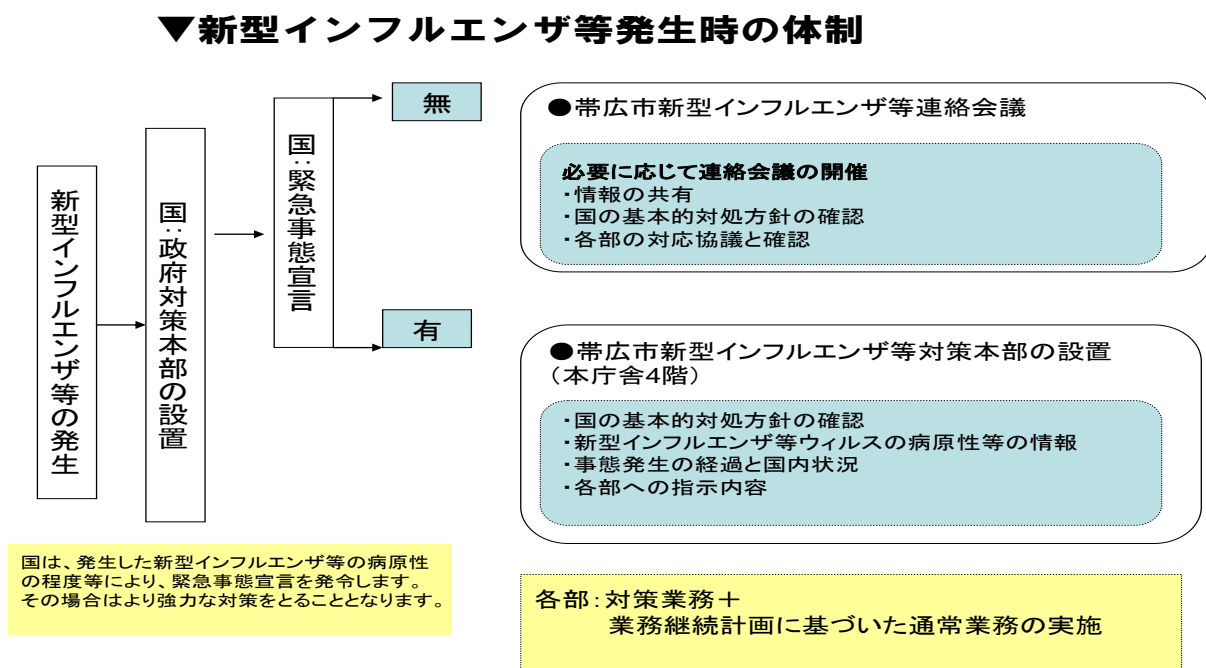
2 実施体制

2・1 業務継続計画の発動指示・決定

新型インフルエンザ等が国内外問わず発生した際、国は発生したウィルス等の病原性の強さや感染力の高さにより基本的対処方針を定める。

緊急事態宣言を発令する場合はより強力な措置を講じる必要があり、市においてもその基本的対処方針にしたがい、業務継続計画の発動指示、状況に応じた対応を決定するため以下のとおり体制を整備している。

図1



2・2 新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議の開催

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合でも、国の緊急事態宣言がないときは、各発生段階において必要に応じて庁内連絡会議を開催する。

(1) 構成

- ・議長 保健福祉部企画調整監
- ・副議長 健康推進課長
- ・会議員 各部企画調整監

(2) 事務局 健康推進課 (内4122 外25-9721)

(3) 会議協議事項

- ・発生した新型インフルエンザ等ウィルスの病原性等に係る情報の共有
- ・各省庁等から情報収集された内容について各部から報告
- ・国の基本的対処方針の確認とそれに基づく各部の対応についての決定
- ・その他 必要な事項

2・3 帯広市新型インフルエンザ等対策本部の設置

政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、市は速やかに帯広市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

その際は、職員、関係機関、一般住民へ広く周知を行う。

市対策本部は本庁4階に設置し、事務局は3階大会議室などに設置し事務を執り行う。

(1) 構成

- ・本部長 市長
- ・副本部長 副市長
- ・本部員 教育長、とかち広域消防事務組合とかち広域消防局長、公営企業管理者、政策推進部長、総務部長、市民活動部長、市民環境部長、保健福祉部長、保健福祉センター館長、こども未来部長、商工観光部長、農政部長、産業連携室長、都市建設部長、会計管理者、上下水道部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

(2) 事務局 健康推進課（内4122 外25-9721）

(3) 会議協議事項

- ・緊急事態宣言、緊急事態措置内容に関する事
- ・感染症サーベイランス情報、患者発生の最新状況等の情報に関する事
- ・市内感染状況と被害状況について
- ・国、道の対策の最新情報
- ・措置内容への対応状況について（各部の役割と指示）
- ・その他対策の実施に係る総合調整に関する事

(4) 市業務継続計画の発動と実施

・対策本部会議の開催と同時に、速やかに計画に定められた発生時継続業務区分表に定められた体制等（P6図2）に移行する。帯広市発生時継続業務区分表については、別紙1のとおりである。

(5) 帯広市長記者会見の実施について

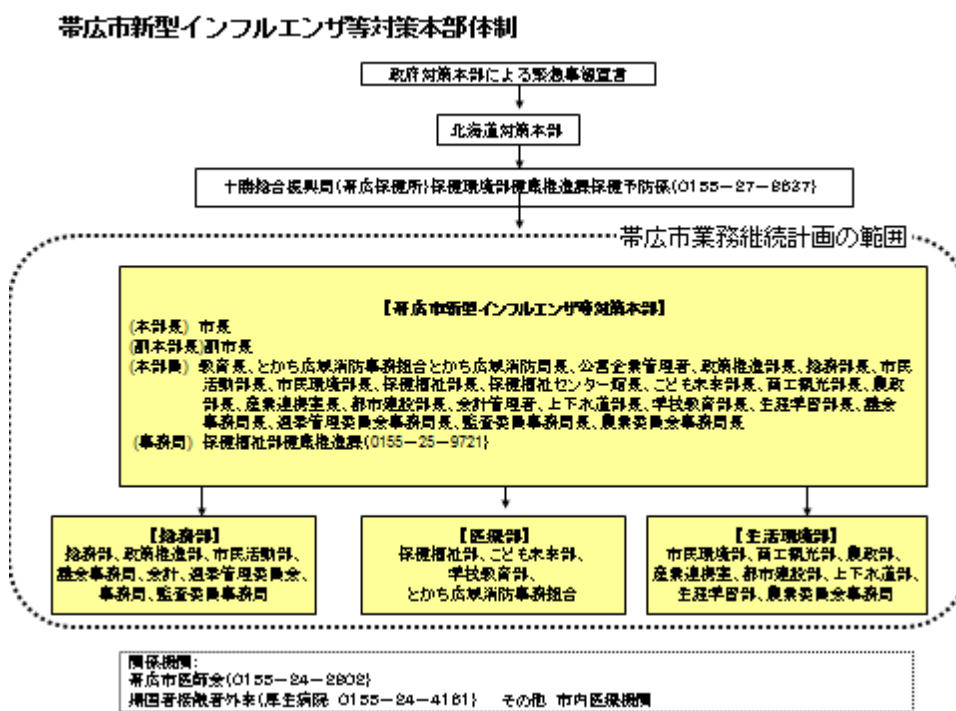
- ・市対策本部設置の周知と広報について

市対策本部を設置した時（廃止する時も同様）は、ただちにあらゆる手段を通じ市民、関係者、報道機関等に周知する。

また、同時に冷静な対応をお願いするメッセージについても周知を図る。

対策本部が発出する情報については、新型インフルエンザ等対策本部の広報チームが周知していくとともに、一元的に管理し、記録の管理、周知を図る。

図 2



3 業務継続の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時においては、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛を要請され、出勤ができなくなる可能性もある。さらに新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性もある。

このような状況下において、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底し、不要不急の業務を休止・中断することにより業務の絞込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

一方で、現時点では、ウィルスの特徴や被害の正確な予測は困難で、被害想定を超える事態や下回る事態もありえることを念頭において対策を行うことも必要である。

また、業務の縮小・継続等の変更は、市民や事業者、特に要支援者等との関係に大きく影響する可能性があるため、各所管部局より事前に周知を行い、理解を求めることが必要である。

3・1 業務継続の基本方針

市は、市民生活や市民経済等に及ぼす影響が最小になるように、帯広市新型インフルエンザ等行動計画で取り組むこととされている業務で、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、また業務量が増加するもの（以下「**強化・拡充業務**」という。）を優先的に実施する。

また、最低限市民生活の維持等に必要な業務であって、道内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「**一般継続業務**」という。）は従事する職員の感染防止対策等に万全を期した上で継続し実施する。

なお、感染拡大の状況によっては、強化・拡充業務が予想を超え、人員体制が不足し、抜本的に増員しなければならない状況も考えられるため、業務の縮小・中断（以下「**縮小・中断業務**」という。）を行わなければ人員を確保できないこともあることに留意が必要である。

また、状況に応じて発生時には法令の改正等の可能性もあることから、法に基づく各課の業務内容や優先度区分については今後国の動向に応じて修正していく。

なお、発生時の一般継続業務に位置づけられないとしても、平時における業務の重要性が否定されるものではないということの理解も必要である。

以上により、新型インフルエンザ等発生時における市としての業務継続を図るため、市は以下の考え方に基づいて必要な措置を講じ、対応する。

（1）通常業務の縮小・休止等

強化・拡充業務に万全を期するため、休止等による影響を考慮した上で通常業務を可能な限り縮小・休止し、人員等を強化・拡充業務と一般継続業務に集中させる。

また、継続する業務についても、感染防止対策の観点から、業務の実施方法や従事

する職員の勤務形態等を適宜見直す。

感染拡大状況により、市内被害状況が悪化することが懸念される場合は、強化・拡充業務に人的資源を優先する。

国の推計では、感染期のピークをおよそ 2 週間としているため、ライフラインを維持する最低限の一般継続業務と強化拡充業務を実施していくことになる。以上により表 4 に業務継続の基本方針をまとめる。

表 4 業務継続の基本方針

- 発生時に継続業務以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を強化・拡充業務、継続業務に投入する。
- 発生時継続業務について、職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫する。
- 感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- 強化・拡充業務については、他業務より優先的に実施する。
- 市内の感染拡大状況によっては、一般継続業務についても見直し、ライフラインを維持する最低限の業務を実施する。

(2) 感染防止対策の実施

職場内における感染予防・まん延防止対策として、施設への入場制限、感染防護具の準備、職員等の健康状態の確認等を実施する。

また、職員自ら感染源とならないよう、職員に対し新型インフルエンザ等に関する基本情報や日常生活における行動の留意事項等を提供する。

新型インフルエンザ様症状のある職員に対しては、病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。

患者と濃厚接触し、感染症法第 44 条の 3 の規定による外出自粛要請をされた職員に対しては特別休暇の取得と外出自粛の徹底を要請する。

3・2 業務の優先順位の考え方

次に示す「通常業務の優先度区分」と「優先度等の判断の視点」等を参考に、通常業務の優先順位付けを行う。帯広市発生時継続業務区分表については、別紙1のとおりである。

(1) 業務の優先度区分

優先度	業務の性格
強化・拡充業務 (S)	<ul style="list-style-type: none"> ●市行動計画で取り組むとされている業務で、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、業務量が増加するもの。 ●新型インフルエンザ等発生時には、状況に応じ、緊急に法令の改正等が必要な可能性もあり、それに関する業務も該当する。 ●新型インフルエンザ等発生時の市内の市民生活や経済の混乱防止、関係機関や事業者との連携、支援などの業務も該当する。
一般継続業務 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等がまん延した状況でも、市民の生命・財産等に著しい影響があるため休止・中断が困難な業務。 例：上下水道事業、救急・消火活動、ごみ等の収集処理、道路の除排雪等。
縮小業務 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ●流行中も業務を休止できないが、A（一般継続業務）に該当せず、通常の業務内容を縮小する業務。 例：各種窓口事務、支払事務、各種相談業務等
中断業務 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ●流行の終息後（2か月間程度）に先送りすることが可能な業務。 例：企画、調査、政策立案、地域振興等の付加価値業務等 <ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大防止等の観点から、積極的な休止等が望ましい業務。 例：集会や研修、イベントなど不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務等

(2) 業務の優先度等の判断の視点

ア 休止等による社会的影響の有無

(ア) 市民の生命・安全の保持に支障があるか。

(イ) 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。

(ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

イ 市の他の業務への影響の有無

休止・中断により、市の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか。

ウ 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

※国は新型インフルエンザ等の発生時に法令の改正等の可能性について言及している。各種窓口業務や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として継続する。

エ 通常の業務実施体制の継続の要否

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

※ライフラインの維持、各種監視業務や公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ等発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か、各種窓口業務や支払事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務かどうか。

オ その他

(ア) 流行期間（2か月程度）業務を休止しても、その後の対応が可能か。

(イ) 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

4 発生時の業務継続性の確保

4・1 基本的考え方

新型インフルエンザ等発生時に業務を確実に実施するため、各部は必要な人員等の確保について検討するなど、業務継続に必要な体制を整備する。

また、職場内での感染防止対策など、業務継続に必要な環境を整備する。

4・2 体制の整備

(1) 体制の立案

ア 必要人員等の把握

一般継続業務の継続や新型インフルエンザ等対策業務の実施に必要な人員や職種等を把握する。

イ 応援体制の検討

上記アの検討の結果、各課等で必要人員が確保できないと予想される場合は、所属部内の他課による応援体制をとる。部内で調整できない場合は、総務部と事前協議をし、予め他の部課との調整を済ませておく。特に特殊な条件・資格等を必要とする専門性の高い業務に留意する。

表5【各部の新型インフルエンザ等対策業務対応可能職員数】

全課	正職員数 (a)	想定欠勤者数 b(a×0.4)	優先度A・Bの 従事者数(c)	対策業務対応可能 職員数(a-b-c)
政策推進部	30	12(1)	18	0
総務部	133.2	57	94	-10
市民活動部	20	8	6	6
市民環境部	148.4	66	111	-13
保健福祉部	117	46(8)	54(11)	13(0)
こども未来部	153	62(44)	17(6)	74(60)
商工観光部	33	14(6)	19(8)	1(-1)
農政部	37	16	24	-2
産業連携室	8	3	1	2
都市建設部	128.4	52(16)	80(21)	-4(3)
会計管理者	8	4	10	-5
上下水道部	75	32	68	-21
学校教育部	102	44(4)	34(4)	30(0)
生涯学習部	54	23(5)	25(2)	9(5)
議会事務局	11	5	6	0
選挙管理委員会事務局	3	2	3	-2
監査委員事務局	5	2	3	0
農業委員会事務局	7	4	5	-2
総計	1073	452(84)	578(52)	77(67)

*平成27年4月1日現在、小数点以下第1位は切り上げ、()は有資格者数

強毒性の新型インフルエンザ等が発生した時には、優先度A・Bの従事者数約578名に対策業務対応可能職員数77名と各部の部長・調整監26名を加えた681名で、帯広市における継続業務と新型インフルエンザ等対策業務を行っていく。

今後各課において、新型インフルエンザ等対策業務を明確にし、発生時には速やかに着手できるよう準備を整える必要がある。各課で必要とする人員を確保できない場合は、所属部内で調整を行い、部内で調整できない場合は、総務部と事前協議をし、あらかじめ他の部課との調整を行っていく。

(2) 業務継続性の確保に向けた取組

ア 業務の代替制の確保

一般継続業務の担当職員が登庁困難となった場合に備え、業務内容の共有化や業務継続計画の整備、代替要員への引継等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備する。

イ 受託業者の業務継続体制の確認

一般継続業務の実施を業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時にいっても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認する。継続できない場合はその対応策を、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合の対応策も合わせて検討する。

ウ 感染リスクの低減について

発生段階に応じて職員の通勤や出勤についても時差出勤、在宅勤務等の方法を検討する。

(3) 業務の実施方法の変更

継続する業務についても、感染予防・まん延防止対策の観点から、業務の実施方法や取扱いの変更等を検討する。

【実施方法の変更の例】

- ・ 申請書や届出等の受付を郵送や窓口を縮小して対応
- ・ 対面による相談業務を電話等に変更
- ・ その他会議、打ち合わせ等を中止し電話・FAX、SNS等を活用等

(4) 物資サービスの確保

各部局が業務の継続をおこなうために庁舎の管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、発生時でも継続して確保することが必要であり、必要な物資については計画的に備蓄を進める。

(5) 情報システムの維持

新型インフルエンザ等に関しては、海外からの情報収集、市民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要である。新型インフルエンザ等の被害は人的なものが主であるが、感染拡大により、情報システム関連の委託事業者、メンテナンスサービスなどの不足等も想定し、準備が必要である。

また、市民の不安の高まりによりアクセス数が増加した際のシステム障害等に備えて稼動可能性の有無やバックアップ等検討が必要である。

5 感染対策の徹底

5・1 環境の整備

(1) 各課等の取組

所属長は、執務室の配置の見直し（机の間隔を空ける）、十分な換気などの感染防止対策を実施する。

(2) 職員個人の取組

個々の職員は、自ら身を守ることの重要性を自覚し、新型インフルエンザ等に対する正しい理解に努め、日頃から感染防止対策等に留意する。

(3) 職員に対する情報提供

職員課は職員に対し、新型インフルエンザ対策に関する情報提供や知識の啓発を行う。

(4) 施設管理

施設管理者は、施設内での感染拡大・まん延防止を図るため、施設への入庁制限や一般開放スペースの閉鎖等の措置を講じる。

(5) 特定接種

特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行う予防接種をいう。

「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員」に該当する職員は接種の対象となりうるが、その接種枠・対象・接種順は国の基本的方針により決定される。

ワクチンの効果については、不明であり、副反応のおそれもあること、国の方針により接種が行なわれない場合もある。

職員課は、未発生期から、特定接種の対象となりうる職員に対し、説明と同意を得ておく。

参考) 新型インフルエンザ等対策ガイドライン 平成25年6月26日
V 予防接種に関するガイドライン P79

5・2 職員等の健康確認

発生段階に応じて、職員は登庁前に、本人及び同居している家族等の健康状態を確認（登庁前の体温測定、咳・全身倦怠感等の症状の有無等）し、所属長に報告する。所属長は職員等の健康状態を取りまとめ、職員課に報告する。

5・3 感染者への対応

(1) 職員が感染した場合等の対応

ア 職員が感染した場合

職員が新型インフルエンザ等に罹患していることが確認された場合、出勤の停止等の取扱いを含め、所属長は各部調整主幹及び職員課に報告する。

また、施設管理者は発症した職員の咳、くしゃみ等の飛沫及び吐物が付着したと想定される箇所を消毒する。

イ 職員と同居の家族等が感染した場合

発症者に濃厚接触の可能性のある職員や家族が発症した職員は、保健所から濃厚接触者として外出自粛要請があった場合については、当該職員は直ちにその旨を所属長に報告し、所属長は職員課へ報告する。所属長は正職員、嘱託職員はその他の特別休暇（災害等による交通の遮断）を取得することが可能なことを周知する。

(2) 出勤の停止等

新型インフルエンザ等に罹患していることが確認された職員が所属する所属長は、当該職員に対して病気休暇（正職員、嘱託職員のみ）を取得できる旨を周知する。臨時職員については病気休暇の既定がないことから欠勤（無給）となる。

完治する前に出勤しようとした場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（第18条）及び同施行規則（第11条）及び労働安全衛生法（第68条）の既定による就業禁止を命じる。この場合も臨時職員は欠勤扱い（無給）となる。就業禁止を命じた場合、休暇処理は不要。出勤簿にその旨を記載する。

6 発生段階別の対策

6・1 未発生期（準備段階）

（1）各課等の取組

- ア 所管する通常業務の休止等による影響を考慮し、業務の優先度等について検討する。
- イ 市行動計画等に基づき、所管業務に関連する新型インフルエンザ等対策業務の具体的な内容を検討する。
- ウ 通常業務の業者への委託にあたっては、受託業者の事業継続体制等を確認する。
- エ 業務を継続する際の感染リスクを考慮し、業務に従事する職員の感染防止対策を検討する。
- オ 所属職員に対し、発生時の職員としての対応方針や職場内の感染防止対策、日常生活における留意事項等について周知を図る。
- カ 所属職員の安否情報の取りまとめ等に関する緊急連絡網を整備する。

（2）各部の取組

- ア 部内各課等の業務を取りまとめ、各課等の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。部内での対応が困難な場合は、他の部の応援について総務部と検討する。
- イ 継続する業務の感染防止対策等の取組状況を把握し、その徹底を図る。
- ウ 市対策本部からの情報を伝達する部内の緊急連絡網を整備する。

（3）職員個人の行動

個々の職員は、新型インフルエンザ等から自ら身を守ることの重要性を自覚し、次の事項に主体的に取り組む。

- ア 新型インフルエンザ等に関する知識の習得
- イ マスク等の感染防護具の確保
- ウ 消毒液、食料、日用品その他生活必需品の備蓄
- エ 業務継続計画など、発生時の市や所属部課の対応方針の理解

（4）職員の健康管理

職員課は、職員の健康管理のため、新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供について検討する。

- ア 発生国（地域）における新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集
- イ 感染予防に関する留意事項の把握

（5）施設管理

施設管理者は施設内での感染予防・まん延防止のため、次の取組を検討する。

- ア 一般来訪者の入場制限及び手指等の消毒、マスク等の着用等の時期及びその方法の検討
- イ 廊下等の清掃・消毒方法（不特定多数の者が触れる可能性のある場所等）
- ウ 一般来訪者が施設内で発症した場合の対応
- エ ロビーその他一般開放スペースの取扱い

(6) 施設内の事業者及び団体

施設管理者等は、売店や食堂など施設内で営業する事業者や市有施設に入居している団体に対し、感染防止対策への協力を求めるため、次の事項を検討するよう依頼する。

- ア 営業形態の変更等（販売品目・方法等の変更）
- イ 営業時の感染防止対策（従業員のマスク等着用、清掃・消毒等の励行等）
- ウ 従業員への啓発（日常生活における行動の留意点等）
- エ 関係事業者との連携（発生時における納入業者の対応の確認等）

6・2 海外・国内発生期

準備段階の取組等が速やかに実施できるよう、警戒体制を強化する。

- (1) 職員の出張への取扱を検討する。
- (2) 所属長は、職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ等発生地域及び周辺地域への旅行状況や健康状態を確認する。旅行歴のある職員等が確認された場合は職員課と協議し、当該職員に対し必要な対応を指示する。

6・3 国内感染期

【道内発生早期】

(1) 各課等の取組

- ア 市対策本部の方針に基づき、通常業務を縮小・休止するとともに実施方法を変更する。また、新型インフルエンザ等対策業務に速やかに着手する。
- イ 職員の感染防護具の着用や職場内の机・職員等の配置変更など、業務を継続する際の感染防止対策を実施する。
- ウ 会議や出張等は、原則として休止する。やむを得ず実施等する場合は、感染防止対策に万全を期する。
- エ 職員本人及び家族等の健康状態を把握し、インフルエンザ様症状が見られた場合は職員課へ報告する。

(2) 各部の取組

- ア 上記(1)に関する部内各課等の取組状況を把握し、その徹底を図る。
- イ 部内各課等の業務量等の変化を踏まえ、必要に応じ改めて応援体制を整備する。

(3) 職員個人の取組

- ア 登庁前に職員本人及び家族等の体温及び健康状態を確認する。
- イ 頻回な手洗いや外出後のうがいの徹底。
- ウ 外出を自粛するなど、日常生活においても感染リスクの高い行動を自粛する。

(4) 職員の健康管理（職員課）

- ア 各課等のインフルエンザ様症状が見られた職員及び家族の健康状況等を取りまとめる。
- イ 各課等が一般継続業務を継続する際の感染防止対策の徹底を図る。

(5) 施設管理（施設管理者）

- ア 入場制限を開始する。
- イ 廊下など不特定多数の者が触れる箇所の清掃・消毒及び換気を徹底する。
- ウ 一般開放スペースを閉鎖する。

(6) 施設内の事業者及び団体

あらかじめ定めた方針に基づき、営業及び運営形態の変更等を行う。

【道内感染期】

- (1) 各課等は、流行等の状況に応じて、一般継続業務をさらに絞込み、人員等を集中させる。
- (2) 道内発生段階に掲げている感染防止対策、職員の健康管理、施設管理等を徹底する。
- (3) 施設内の事業者及び団体は、流行の状況により店舗の休業あるいは運営を中止する。
- (4) 国が緊急事態宣言を発令した場合は、措置内容（施設の使用制限、外出の自粛、市有地の使用等）に協力するとともに、市民への理解を図る。

6・4 小康期（患者の発生が減少し、低い状態でとどまっている状態）

- (1) 市内の流行状況を踏まえ、縮小・休止した業務を再開する。
- (2) 流行の第二波に備えた対応を検討する。
- (3) 通常の感染症対策として感染予防・まん延防止対策を引き続き講じる。